

平成24年度 第9回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成25年3月22日(金) 午後2時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 12階 4～5号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
山本 裕子	北海学園大工学部社会環境工学科	准教授
早矢仕 有子	札幌大学法学部	教授
西川 洋子	(地独) 北海道立総合研究機構	環境科学研究センター 研究主幹
宮木 雅美	酪農学園大学	農食環境学群 教授
吉田 恵介	札幌市立大学大学院	デザイン研究科 教授
東條 安匡	北海道大学大学院工学研究院	准教授

計 9名

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境共生推進担当課長	大江 節雄
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課環境影響評価担当係長	宮下 幸光

2 報道機関

北海道通信社

3 傍聴者

0名

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第9回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

現在の出席委員数は9名で過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

私は、司会の環境共生推進担当課長の大江です。よろしくお願いいたします。

2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） では、開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○木田環境管理担当部長 環境管理担当部長の木田でございます。

本年度、平成24年度の第9回目の環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

皆様には、年度末のお忙しい中にもかかわらず、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、札幌市環境影響評価条例改正のあり方につきまして答申案のご審議をいただくことになっております。条例改正のあり方につきましては、平成23年11月に第6次審議会の山舗会長へ諮問させていただきまして、今年度からは、第7次審議会の佐藤会長のもとに詳細なご審議、ご検討を進めていただいているところでございます。

この間、昨年12月に中間報告をいただきまして、それをもとに、ことしの1月末から3月にかけてパブリックコメントを実施いたしましたので、その概要につきましても本日ご報告をさせていただきます。提出されました市民意見の取り扱いにつきましても、皆様のご意見をいただければと考えております。

以上、簡単ではございますが、開催に当たりましてのあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

◎資料の確認等

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と座席表がありまして、その次に、資料1として、パブリックコメントの概要という結果報告でございます。それから、資料2として、札幌市環境影響評価条例の対象となる事業の一覧表がございます。資料3として、アセス対象事業の規模というグラフがございます。資料4として、札幌市環境影響評価条例における特定地域の区域図を用意しております。資料5として、札幌市環境影響評価条例改正のあり方についての答申案でございます。参考資料としまして、1番目は、パブリックコメントに使用しました資料でございます。その次が、参考資料2ということで、生物多様性さっぽろビジョンの概要版

をご用意してございます。

以上でございますけれども、お手元の資料はよろしいでしょうか。不足のものはないでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。これからの進行につきましては、佐藤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○佐藤会長 では、早速、審議に入りますけれども、きょうは、この後の北部事業予定地一般廃棄物最終処分場事業の部会が予定されておりますので、2時50分を目標にして終わりたいと思っています。よろしくご協力をお願いいたします。

では、札幌市環境影響評価条例改正のあり方についての答申案の審議に入ります。

まず、札幌市で実施しましたパブリックコメントの概要について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料1をごらんください。

こちらは、パブリックコメントの結果の概要になっております。

今回のパブリックコメントは、札幌市が定めておりますパブリックコメント手続に関する要綱というものに従って実施をしたものでございます。

上から順番に見てまいります。意見の募集期間につきましては、1月31日から3月1日までの30日間、募集方法は電子メール、郵送、ファクス、持参。資料の配付、閲覧は、市役所本庁舎、各区役所、札幌市環境プラザで行っております。また、札幌市のホームページへも掲載をしました。広報につきましては、広報さっぽろ2月号への掲載及び報道機関への情報提供により行っております。また、意見募集のための関連取り組みとしまして、環境調査などのアセスメント業務を事業者から受託して行っているコンサルタント会社などで組織する社団法人日本環境アセスメント協会北海道支部へ条例改正案の概要を説明するとともに、会員への周知もお願いをしております。

続きまして、意見の概要でございます。

意見は、1名から2件まで電子メールで寄せられております。意見につきましては、ここに原文のまま掲載をしておりますが、内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますと思います。

裏面を見ていただきまして、今後の予定ということですが、本日、条例改正のあり方についての答申案のご審議をいただきますけれども、特に修正がなければそのまま答申をいただきたいと思っています。答申後は、条文形式で条例改正案と規則改正案を作成しまして、条例案につきましては、通常5月に開催されます市議会、第2回定例会の議案として提出をする予定です。あわせてパブリックコメントの意見に対する市の見解というものも公表いたします。条例案の議決につきましては、6月を予定しております。規則については議決を要しませんので、条例案の議決後、市長決裁を受けるという手続になって

ございます。

以上ですが、ここまでのところで何かご質問等があればお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、表の方に戻りまして、意見が2件寄せられておりますけれども、その意見の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。意見の1件目につきましては、対象事業のスクリーニングという手続にかかわるものでございます。これについては、今回の条例改正案の中には入っていないものですので、まず、現行の条例におけるスクリーニングの仕組みについて、確認の意味でご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2をごらんいただきたいと思っております。

こちらは、現行の条例における対象事業の一覧表でございます。左側に対象事業の種類、右側に第一種、第二種の規模要件というものが記載されています。第一種事業につきましては、事業種ごとに表に記載した規模のものが該当しまして、市内のどの場所でも必ずアセス手続を行うものでございます。第二種事業につきましては、第一種事業より小規模で表に記載した規模のものが該当しまして、これがアセス手続を行うかどうかということ個別に判定するスクリーニングの対象となるものでございます。ここで、対象事業の規模要件の決め方について、これは復習になりますが、次の資料3をごらんいただきたいと思っております。

これは、法律、道条例、市条例それぞれの第一種、第二種の規模要件の関係を模式図であらわしたものです。この図の右に行くほど事業の規模が大きくなるということになります。ここで、法対象の第一種事業の規模の下限を便宜的に100%というふうにあらわしております。市条例については、一番下を見ていただきたいのですが、第一種事業の規模といいますのは、法の第一種事業の規模の半分の50%としておりまして、札幌市内においては、かなり小規模なものから市内全域で必ず手続を行うという決まりになっております。また、市条例の第一種事業の規模ですが、ごらんのとおり、道条例の第一種、第二種事業の規模、これを包含しておりますので、札幌市内で行われる事業については道条例の適用は除外されまして、市条例のみによる手続を行うことになっております。

次に、資料4をごらんください。

網かけになっている部分が特定地域でございます。この地域で、先ほどの第二種事業の規模に該当する事業を行おうとする場合はスクリーニングを行うというのが現行の規定でございます。この地域につきましては、ごらんのとおり、市の南西部に位置し、山地から丘陵地、台地を形成する場所でありまして、市域の中でも特に自然の豊かな地域であるということから特に環境の保全に配慮する必要がある地域として特定地域に定めているものでございます。パブリックコメントで寄せられた意見は、この特定地域の拡充を望むものでございます。

ここで、参考資料2というカラーの生物多様性さっぽろビジョンを見ていただきたいと思います。

パブリックコメントの意見の中で、生物多様性さっぽろビジョンでは、札幌市をゾーニングして、それぞれのゾーンの望ましい姿を述べているというふうに記載があります。そこで、その意見にある該当部分を見ていただくために配付させていただいております。

生物多様性さっぽろビジョンとはどういうものか簡単に説明させていただきますが、このビジョンは、地球温暖化対策と並ぶ大きな地球環境問題の一つとなっている生物多様性を保全するために札幌市として初めて策定した計画でございます。この3月18日に公表したばかりのものです。詳しい内容につきましては、後ほどごらんいただければ幸いですけれども、ここでは関連部分ということで、まず、概要版の2ページ目をちょっと開いていただきたいと思うのですが、ここには、このビジョンの策定の趣旨が記載されています。背景としては世界的には生物多様性条約、国内的には生物多様性基本法の制定を上げておきまして、このビジョンの法的な策定根拠としては、生物多様性基本法に基づく地域戦略であるということと述べております。その下の策定の趣旨ということで、一つ目には札幌の生物相を維持すること、二つ目には生物資源を消費することで成り立っている私たちの暮らしや事業活動のあり様を見つめ直すということで、この2点を挙げております。

ゾーニングについてですが、これについては、3ページ目をごらんください。

ここにゾーニングと地図が出ておりますけれども、このゾーニングの考え方ですけれども、札幌市域の地勢であるとか、人の活動の影響の程度などから山地、山ろく、市街地、低地の四つのゾーンを設定しまして、それに河川などの連続した生態系をそれらのゾーンをつなぐものというふうにとらえております。パブリックコメントの意見では、例としまして、湿地や河畔林などを特定地域に追加すべき地域として挙げておりますので、既に特定地域に指定されている山地以外で湿地が含まれている低地ゾーンについての特徴と望ましい姿の記載がどういうふうに行われているのかを決めていただきたいのですけれども、4ページになります。ここに各ゾーンの特徴を記載してありまして、右下の低地ゾーンについて、ちょっと読み上げさせていただきます。「札幌市北部の農地や雑草地が比較的多く残されている区域で、樹林地の多くは公園など近年整備されたものか、防風林や河川沿いのヤナギ林が主体です。植生の自然度は低い区域ですが、かつての石狩湿原のなごりが残されている場所もあります。水田や畑地・草地の大幅な減少が見られ、近年、市内で最も改変が進んだ区域となっています。」と、外観的な記述が書いてございます。

次に、ちょっと飛びまして、10ページ目をごらんいただきたいと思います。

ここには、各ゾーンの望ましい姿が述べられております。低地ゾーンについて読み上げると、「湿地林や防風林など、かつての石狩湿原や明治期を想起させる風景から、欧米的な景観を想起させる公園や酪農・田園地帯まで幅広くさまざまな風景が保全・創出されています。生物多様性に配慮した農業が行われ、農業体験や直売会などにより都市住

民と農業者の交流が進むとともに、都市における農地の機能や価値が市民によく理解されています。」と。このように、望ましい姿を実現させるということでは、アセス制度だけではなくて、このビジョンに掲げるさまざまな取り組みを並行して行っていかなければならないわけですが、ここでは、アセス制度の面から特定地域の追加ということに絞ってご意見をいただきたいと思っております。

市としましては、必ず手続を行う第一種事業の規模を、法の第一種事業の半分と小さく設定しておりますので、現行の条例においても札幌の大都市としての都市的環境と、方で、大都市でありながら市街地と接して豊かな自然が存在するという地域特性には十分配慮した規定になっているというふうに考えております。また、特に環境に配慮する必要がある地域であります特定地域を新たに指定するために、やはり十分な根拠も必要なのではないかと考えているところでございます。

この後、ご意見、ご質問をいただきたいと思っておりますので、いずれにしましても、この特定地域の追加ということに関しては、この条例の対象とする事業の規模と地域をどうするかという非常に基本的な部分にかかわる事柄だと思っておりますので、この限られた時間内で結論を出すのは難しいということであれば、改めて検討するといった前提でご意見などをいただければと思っております。

なお、補足説明になりますけれども、具体的な地域指定の手続につきましては、条例による規定事項ではなくて、市長の告示によって行うという規定になっておりまして、随時の指定が可能であるということでございます。今回の条例改正事項に対しての直接影響を与えないという事柄でございますので、一たん、条例改正、今回の審議事項とは別に切り離して考えていただければいいのかなと思っております。

続きまして、1件目が長くなったのですが、もう一つの意見がありまして、こちらは、環境影響評価図書のインターネット公表にかかわるものでございます。今回の改正では、法と同様に、事業者による環境影響評価図書のインターネット公表を義務づける予定にしておりますけれども、この公表期間終了後も環境影響評価図書を見ることができるよう、札幌市において環境影響評価図書の保管あるいは、インターネット公表ができる仕組みをつくってほしいという、そういった意見が寄せられております。これにつきましては、これまで運用によりまして、審議会における配付資料であるとか、議事録、審議会答申、市長意見等、これらはすべて札幌市のホームページに掲載しているところでございますけれども、このご意見を踏まえまして、事業者によるインターネット公表終了後における札幌市による環境影響評価図書のインターネット公表については、その対応についてはこれから対応は具体的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、1名から出された意見ですが、これについてご質問があればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤（久）委員 カラーの概要版の3ページの産地ゾーンのラインと資料4の特定地域のラインは山地と一致しているわけでもなく、山地、山ろくのまざったのが特定地域になったと思うのですけれども、特定地域のラインはどのような根拠で引かれたのですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） このラインは、基本的には、条例の資料4のラインですけれども、こちらについては、基本的には、市街化調整区域のライン、あるいは風致地区のラインということで、都市計画上の行政的な取り扱いと一致させるということで、一貫性を確保するというので、市街化調整区域のラインまたは風致地区のラインということで線を引いてあります。

緑が連続するという区域の範囲の考え方につきましては、基本的には、森林生態系における生態系の上位種であるヒグマに着目をして、ヒグマの主たる生息域だろうと思われるミズナラ植生を基本とする連続区域をこの範囲としていると、当初、条例制定時にはそのように設定しています。それから、ビジョンの方のラインについては、完全に都市計画上のラインと一致しています。山地の方については都市計画区域外、それから、山ろくに関しては市街化調整区域のライン、それから、低地のラインについても市街化調整区域のラインということで一致をさせている、そういった目安というか基準で線を引いています。

○佐藤会長 それでは、ほかにご質問はありませんでしょうか。感想等でも結構です。

○宮木委員 札幌の生物多様性ビジョンが出されて、それぞれいろいろなゾーンに分けられていますから、これからの方向としては、具体的にどういう地域を保全するかという選定が行われると思うのです。とくに、平地で比較的自然環境のいいところは、狭い区域ですが、保全していく必要があると感じています。そのような具体的な保全地域の指定などに基づいて、開発の規制を変えるということも進んでいくのではないかと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ビジョンの中で、そういう地域がこれから指定されていくのではないかとということで、必ずしもこのビジョンだけでそういう貴重な地域というものが何か、何らかの根拠を持って指定していくかということでは必ずしもそれはございません。今の段階ではという状況です。このビジョン自体がそういった特定の地域を指定するためのものというよりは、今後の生物多様性に関する取り組みの初めてつくる計画ということで、今後の大きな方向性であるとか、基本的な考え方であるとか、そういったものをまず示しているという位置づけでございます。

今おっしゃっていたように、本当にどの地域を新たに何か保護すべき場所として指定していくかというものに関しては、基本的な考え方は今回の策定したビジョンの考え方にのっとり、別な都市計画という中であったり、あるいは、新たにいろいろな調査が動植物、自然環境の調査が進む中でそういう非常に重要だという認識がしっかりした、そういうものができてきた段階で何らかの根拠を持った指定がされていくべきものではないかというふうに思っております。ただ、そういったもので客観的に認知されて、保護すべきだというしっかりした裏づけができた暁には、当然、それをもとにして、条例の特定地域についての見直しも行うということは当然されていくことになると思っております。

このビジョン、イコール、これをもって場所が新たに指定されるというものでは必ずしもないと考えていただければと思います。

○佐藤会長 ほかにございませんか。

二つ目の意見のインターネットでの公表ということでも構いません。

○東條委員 考え方としては、まずビジョンですけれども、市街化区域は積極的と言ったらおかしいけれども、開発してもよくて、市街化調整区域であれば少し保全の意識が必要であるということを見ると、環境アセスの規模の関連が出てくる、第二種のくくりが市街化調整区域では適用されるけれども、市街化区域では適用されないということはすごく合理的であると思うのです。ですから、今のラインの引き方で問題ないというふうに個人的には思います。

その意味で考えると、このビジョンと違うのは平地の黄色いところですね。そうすると、ここは市街化調整区域であるからアセスの第二種の制限が具体的にはかかってくるので、そこが問題になるのではないかと思うのです。これまでの10年ぐらいの対象としてきた事例の中で、第二種の適用がかからない黄色いゾーンに実施された事業で、何らかの環境アセスをしておけばよかったと。ここは適用範囲ではないから、事業が行われてしまって、環境的に問題があったとか、そういうことが実際にあるとするならば、何らかの対応を考えていかなければいけないと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） いろいろな事業があって、その規模などを正確に把握しているわけではないので、はっきりしたことは申し上げられないですが、例えば、3ページにあるように、モエレ沼公園とか、サッポロさとらんどといったところは、条例が施行される前につくられたものですので、アセスの適用はなかったものです。そういったものに関して、もし条例施行後であれば、規模からいって第一種ということで当然適用になったはずのものです。

問題になるのは、もう一回、資料2を見ていただきたいのですが、第二種の規模です。第一種規模を下回り、第一種事業の規模の市条例で言うと、第一種規模の下限の0.4掛けの規模以上のものは第二種ということになるのですけれども、資料2にあるとおり、面開発的な事業は、面積20ヘクタール以上が対象になります。これらの20ヘクタール以上の面開発的な事業が、新しく、この低地ゾーンの中でこれだけの塊のある事業が行われるということは、恐らく、今後は考えにくい状況なのかもしれないと思っております。

それ以外のものと言うと、処理施設、点開発といった施設ができるということですが、ここにあるように、大きな廃棄物処理施設とか、今、後半で北部をやりますけれども、第二種に該当するようなインフラが新たにできてくるということも、わかりませんが、現状では可能性としては余りないような気がするのです。

ただ、1カ所、道路に関しては、ひょっとすると、こういったところを通るような道路が、ある高さ以上のものが通ることは今後ないとも言えないかなという感想を持っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○吉田委員 ちょっと気になったところですが、資料4で、特定地域ですね。藤野から定山溪までは市街化区域のはずで、これが特定地域に入っているということになると、その環境を保全するという意味では、個人的にはいいと思うのですが、住宅と商業地なので影響力が大きいのではないかと思います。

ちなみに、もう一つ、滝野の方へ行く芸術の森のあたりも住宅地になっています。この辺は考え方次第だと思いますが、環境保全をするべきか活性化を促すべきか意見が分かれますと思いますが道路は2車線以上かつ長さ3キロメートル以上というところがかかってくる可能性があると思います。

市街化区域は市街化を促進することを目的とする地域なので、なぜこのところだけ除外したのかなというところが疑問に思いました。

○佐藤会長 これは大分古いのですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 条例制定当時からのものです。

今、正確にお答えができませんが、おっしゃるとおり、南区の市街地の部分で線を切ってしまうと、特定地域に入れている地域になっております。たしか、緑の連続性を考えて区域の設定をしていると基本的にはということだったと思うのですが、そこは、たしか河川にちょうど穴の川という河川があって、そこで線が引かれているはずなのですが、そこに線を引いた理由としましては……。

詳しいものは、また改めてでよろしいでしょうか。あるいは、メール等でご説明したいと思うのですが、ここに書かれている形では緑地の連続性を有すると認められる南区、石山地区、ここにラインを引いて、藤野地区とか常盤地区も特定地域内としますというふうには書いてあるのです。これ以上の詳しいことはちょっと、今わかりません。

○佐藤会長 では、後ほどお願いいたします。

それでは、ほかに特になければこの件に関してはこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 それでは、資料5の答申案について審議を行いたいと思います。

答申案は前に見ていただいた中間報告の内容と全く同一なのですが、その後、気がついて、この表現を修正した方がいいといったようなところがあればご意見をお願いしたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 ないようですので、本案を本審議会の答申としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、このようになりましたので、これから答申書をお渡ししたいと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 答申書の作業は、印鑑などを押したりという作

業があるので、45分まで一たん休憩をいただきたいと考えています。

○佐藤会長 では、5分間休憩いたします。

[休 憩]

○佐藤会長 それでは、再開します。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 答申書の用意ができましたので、手交をお願いしたいと思います。

○佐藤会長 「平成25年3月22日。

札幌市長上田文雄様。

札幌市環境影響評価審議会会長佐藤哲身。

札幌市環境影響評価条例改正のあり方について（答申）

平成23年11月10日付札幌対第51001号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、審議を重ねているところであるが、このたび、別紙のとおり答申する。」。

[答申書の手交]

○佐藤会長 それでは、これできょうの審議は終了です。ご協力をどうもありがとうございました。時間どおりに終わることができました。

それでは、事務局にお返しいたします。

佐藤会長、ありがとうございました。委員の皆様につきましても、ご審議をありがとうございました。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 次回の審議会のご案内になりますけれども、事前にご案内しておりましたとうりに4月19日金曜日です。また新年度早々ということでお忙しいところをまことに恐縮ですけれども、4月19日金曜日に市役所本庁舎の6階の1号会議室で開催する予定です。時間は10時でございます。午前中になりますけれども、10時から市役所本庁舎6階1号会議室で開催の予定になっております。

議題につきましては、北部事業予定地一般廃棄物処分場準備書の全体会での審議です。本日、これから部会での審議をしますけれども、部会の結果の報告を全体会で行うことになっております。それとあわせて、これで条例、規則の内容についてはほぼ固まってきましたので、それに引き続きまして、技術指針の改定もございますので、そちらの審議を予定しております。

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 委員の皆様には、ご多忙のところ恐縮ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

では、本日の審議会はこれで閉会といたします。

本日は、本当にありがとうございました。

以 上